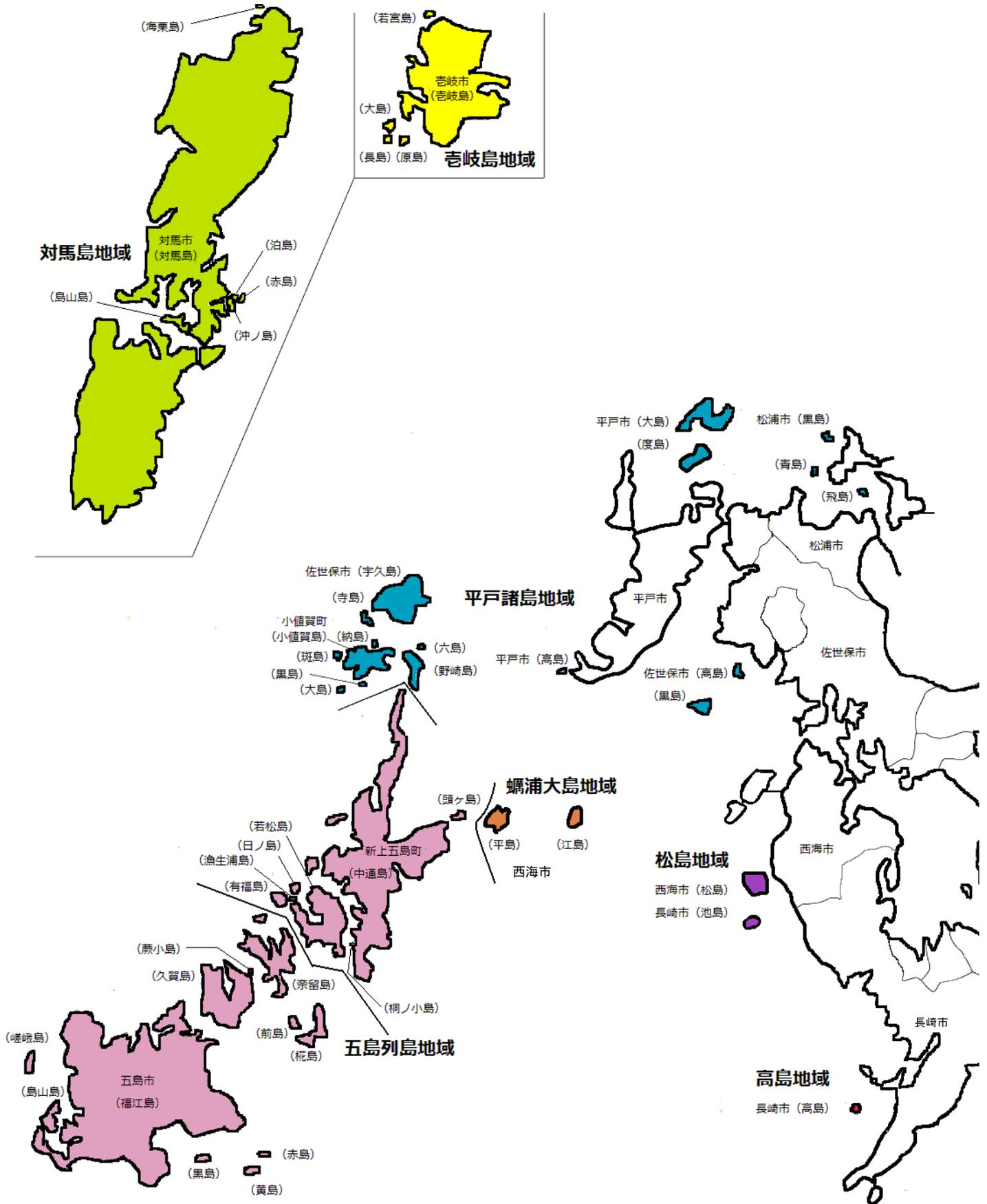


長崎県離島振興計画 (素案)

令和5年 月

長崎県地域振興部

長崎県の離島振興法指定地域



離島振興法指定地域一覧（有人島）

指定地域名	市町名	島名	備考
対馬島 (1市)	対馬市	対馬島、 <small>うにじま</small> 海栗島、 <small>とまりじま</small> 泊島、 赤島、沖ノ島、島山島	
壱岐島 (1市)	壱岐市	壱岐島、若宮島、 <small>はるしま</small> 原島、 長島、大島	
五島列島 (1市1町)	南松浦郡新上五島町	<small>なかどおりじま</small> 中通島、 <small>かしらがしま</small> 頭ヶ島、桐ノ小島、 若松島、 <small>ひのしま</small> 日島、有福島、 <small>りょうぜがうらしま</small> 漁生浦島	
	五島市	奈留島、前島、久賀島、 <small>わらびこじま</small> 蕨小島、 <small>かばしま</small> 椛島、福江島、 赤島、黄島、黒島、島山島、 嵯峨島	
平戸諸島 (3市1町)	松浦市	黒島、青島、飛島	一部
	平戸市	大島、度島、高島	一部
	北松浦郡小値賀町	<small>むしま</small> 六島、野崎島、 <small>のうしま</small> 納島、 小値賀島、黒島、大島、 <small>まだらしま</small> 斑島	
	佐世保市	宇久島、寺島、高島、黒島	一部
<small>かきのうらおおしま</small> 蠣浦大島 (1市)	西海市	<small>えのしま</small> 江島、 <small>ひらしま</small> 平島	一部
松島 (2市)		松島	一部
高島 (1市)	長崎市	池島	
		高島	一部

本表は、令和4年4月1日現在の離島振興対策実施地域（離島振興法指定地域）のうち、有人離島について記載。

備考欄に「一部」とある市は、市域の一部が離島振興対策実施地域となっている市であり、「一部離島」と称する。

目 次

	ページ
第1章 離島振興の基本方針	1
第1節 計画の意義	1
第2節 離島の役割	2
第3節 基本理念	2
第4節 基本的方向性と重点施策	3
第2章 講じようとする分野別の施策	7
第1節 総合的な交通体系の整備	7
第2節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化	8
第3節 デジタル化やDX推進による条件不利の克服及び 安全・安心な生活に必要なデジタルインフラの確保	9
第4節 産業の振興	9
第5節 就業の促進	14
第6節 生活環境の整備	15
第7節 医療の確保等	16
第8節 介護サービスの確保等	17
第9節 高齢者、障害者、児童の福祉の充実	17
第10節 教育及び文化の振興	18
第11節 観光の振興	19
第12節 国内及び国外の地域との交流の促進	20
第13節 自然環境の保全及び再生	20
第14節 エネルギー対策の推進	21
第15節 防災対策の推進	21
第16節 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成	22
第17節 その他の離島の振興に関し必要な事項	22
第3章 地域別の振興計画	25
対馬島地域振興計画	25
壱岐島地域振興計画	49
五島列島地域振興計画	71
平戸諸島地域振興計画	111
壱浦大島地域振興計画	153
松島地域振興計画	169
高島地域振興計画	189